

袋井市介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(事業者向け)

袋井市健康長寿課

内容

総合事業のサービス種類について..... 2

そのほか利用可能な一般介護予防事業（例） 2

詳細はこちらに載っています 2

サービスの類型、基準、単価等 3

訪問型サービス 3

袋井市の「訪問型」サービスの人員・設備・運営基準 4

通所型サービス 5

通所型サービスの人員、設備、運営基準 6

総合事業のサービス種類について

区分	現行相当サービス	サービス A（基準緩和）	サービス B	サービス C
利用可能認定	要支援 2 ※要支援 1・事業対象者が利用する場合は、「支援 1・事業対象者に係る現行相当サービス利用の協議書※」の提出が必要。	事業対象者・要支援 1・要支援 2		
訪問型	身体介助を伴うサービスの提供	身体介助を伴わないサービスの提供。 入浴、送迎は実費。	住民主体サービス ※詳細は健康長寿課にお問い合わせください。	生活機能等の改善を目的に、訪問または通所によりプログラムの実施。
通所型				

※支援 1・事業対象者に係る現行相当サービス利用の協議書については[こちらのページ](#)を参照してください。

そのほか利用可能な一般介護予防事業（例）

しぞ〜かでん伝体操（通いの場）	居場所	移動販売
公会堂やコミュニティセンターで実施する、住民主体の体操教室。 週 1 回以上実施している団体には、年数回リハビリ専門職が訪問し、指導を行っています。	高齢者が気軽に集うことができるスペースで、介護予防や健康増進、地域のボランティア活動、世代間交流など、自由に集まって参加をすることができる場所です。	主に移動販売車が公会堂やコミュニティセンターを回って、野菜やパン、日用品などを販売しています。

詳細はこちらに載っています

[地域支え合いふれあい活動マップ](https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/10/1003/sougou_soudan_jigyoyou/11847.html)（https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/10/1003/sougou_soudan_jigyoyou/11847.html）

サービスの類型、基準、単価等

訪問型サービス

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス (サービス A)	短期集中予防サービス (サービス C)
サービス内容	身体介護、生活援助 ヘルパーが訪問し、食事や入浴の介助や買い物、調理、掃除、洗濯等を行う。	生活援助のみ 生活支援員が訪問し、利用者とともに買い物、調理、掃除、洗濯等を行い、自立に向けた生活習慣等の改善を図る。	相談指導等
対象者	【要支援 2 相当】 ・自立した生活を送るために、身体介護のみ又は身体介護と生活援助の一体的なサービス提供が必要な者 ・身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な者	【事業対象者、要支援 1 相当】 ・身体介護が必要ない者 ・自分で家事等を行うことが困難な者	・運動機能や QOL 向上のための個別指導が必要な者
実施方法	事業者指定		事業者委託
単価 (R6.4.1～)	1 月あたり (月包括算定)		1 回あたり
	・週 1 回程度利用 1,176 単位 (12,006 円) ・週 2 回程度利用 2,349 単位 (23,983 円) ・週 2 回を超える利用 3,727 単位 (38,052 円) ※国の定める基準	・週 1 回程度利用 941 単位 (9,607 円) ・週 2 回程度利用 1,879 単位 (19,184 円) ※市要綱に規定 (現行の 8 割)	・週 1 回程度利用 (3 か月間で必要な回数) ・最長 6 か月
	1 単位 = 10.21 円 (7 級地)		-
ケアマネジメント	ケアマネジメント A 438 単位 (4,471 円)	ケアマネジメント B 438 単位 (4,471 円)	-
加算・減算	現行の介護予防訪問介護と同様	・高齢者虐待防止措置未実施減算 ・業務継続計画未策定減算	-
自己負担	所得に応じ 1 ～ 3 割		1 回 300 円
支給限度額管理	あり		なし

袋井市の「訪問型」サービスの人員・設備・運営基準

サービス 種別	現行相当サービス	緩和型サービス（サービス A）
	国の定める基準	市要綱に規定
人員	【管理者 常勤・専従 1 人以上】 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	【管理者 専従 1 人以上】 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	【訪問介護員等 常勤換算 2.5 人以上】 資格要件：介護福祉士等（現行どおり）	【従事者 1 人以上】 資格要件：介護福祉士等（現行どおり）、又は一定の研修受講者
	【サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち利用者 40 人に 1 人以上】 資格要件：介護福祉士等（現行どおり） ※一部非常勤職員も可能	【訪問事業責任者 1 人以上】 資格要件：介護福祉士等（現行どおり）、又は一定の研修受講者
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・自己発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供

通所型サービス

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス（サービス A）	短期集中予防サービス（サービス C）
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス。生活機能向上のための機能訓練	生活機能維持・向上のための簡易な運動等(入浴・食事サービスの提供なし)	生活機能等を改善するためのプログラム
対象者	【要支援 2 相当】 ・身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な者 ・自宅での入浴に不安があり見守りが必要な者	【要支援 1・事業対象者相当】 ・身体介護が必要ない者 ・簡易な運動等により、運動機能の維持、向上が見込まれる者	・運動機能が低下した状態を改善する必要がある者 ・生活機能の維持、向上のために心身の状態に改善が必要な者
実施方法	事業者指定		事業者委託
単価 (R6.4.1～)	1 月あたり（月包括算定）		1 回あたり
	・週 1 回程度利用 1,798 単位（18,231 円） ・週 2 回程度利用 3,621 単位（36,716 円）	・週 1 回程度利用 【一日型(5 時間以上)】 1,438 単位（14,581 円） 【半日型(3~5 時間未満)】 1,007 単位（10,210 円） ・週 2 回程度利用 【一日型(5 時間以上)】 2,897 単位（29,375 円） 【半日型(3~5 時間未満)】 2,028 単位（20,563 円）	・週 1 回程度利用 ・3 か月間で必要な回数（最長 6 か月）
	1 単位 = 10.14 円（7 級地）		-
ケアマネジメント	ケアマネジメント A 438 単位（4,441 円）	ケアマネジメント B 438 単位（4,441 円）	-
加算・減算	現行の介護予防訪問介護と同様	・高齢者虐待防止措置未実施減算 ・業務継続計画未策定減算	-
自己負担	所得に応じ 1 ～ 3 割		1 回 300 円
支給限度額管理	あり		なし

通所型サービスの人員、設備、運営基準

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス（サービス A）
	国の定める基準	市要綱に規定
人員基準	【管理者 常勤・専従 1 人以上】 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	【管理者 専従 1 人以上】 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	【生活相談員 専従 1 人以上】	【生活相談員 必須としない】
	【看護職員 専従 1 人以上】 同時にサービス提供を行う利用定員が 10 人以下の場合は設置不要	【看護職員 必須としない】
	【介護職員 ～15 人専従 1 人以上】 15 人～ 利用者 1 人に専従 0.2 人以上 （生活相談員・介護員の 1 以上は常勤）	【従事者 資格要件：一定の研修受講者】 ～15 人 専従 1 人以上 15 人～ 利用者 1 人に専従 0.1 人以上
	【機能訓練指導員 1 人以上】	【機能訓練指導員 必須としない】
設備基準	・ 食堂、機能訓練室（3 m²×利用定員以上） ・ 静養室、相談室、事務室 ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備、備品	・ サービスを提供するために必要な場所（3 m²×利用定員以上） ・ 必要な設備、備品
運営基準	・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規定等の説明、同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供 等	・ 個別サービス計画の作成 ・ 従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供